



平成 22 年 11 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社学研ホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 遠藤 洋一郎  
コ ー ド 番 号 9470・東証第 1 部  
問 い 合 わ せ 先 法務・I R 室長 矢部 智一郎  
T E L 03-6431-1064

### **大規模買付ルール（買収防衛策）の継続および定款の一部変更に関するお知らせ**

当社は、平成 22 年 11 月 15 日開催の取締役会において、現行の大規模買付ルール（買収防衛策）を継続することおよび当社定款に同ルールについての根拠規定を新設することを第 65 回定時株主総会（同年 12 月 22 日開催予定）にお諮りする旨を決議いたしましたので、お知らせします。同ルールの継続および定款に同ルールの根拠規定を新設することにつきましては、当社社外取締役 1 名および社外監査役 2 名を含む特別委員全員から同意を得ております。なお、現在、当社が買収提案を受けている事実はありません。

#### **1. 大規模買付ルールの継続および定款に同ルールについての根拠規定を新設する変更を行う理由**

当社は、平成 18 年 3 月 20 日に大規模買付ルールを導入し、平成 19 年 6 月 26 日付で一部改正を行い、その後、平成 20 年 6 月 30 日付で企業価値研究会から「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」が公表され、また、株券の電子化その他の法改正が行われたことを踏まえ、平成 21 年 6 月 25 日付で同ルールの一部改正を行い現在に至っております。

今般、大規模買付ルールの有効期間の満了を迎えるにあたり、当社取締役会において検討いたしました結果、当社が定める会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に則り、持続的な成長が可能な企業体を目指すため同ルールを継続することとし、さらに、株主の皆様の意思を明確な形で反映させることが可能となるように、定款に以下の根拠規定を新設し、同ルールの法的な安定性を高めるべきとの判断に至りました。

なお、大規模買付ルールそのものに、形式的かつ軽微な修正を除き、現行から変更はありません（その内容につきましては、末尾に添付しておりますので、ご参照下さい）。

## 2. 変更の内容

(定款変更の内容)

現行定款	変更案
(新設)	<p>(株式会社の支配に関する基本方針を実現するための取組み)</p> <p>第6条 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとしての大規模買付ルールを導入、継続、改正又は廃止については、株主総会の決議によって行う。但し、軽微な変更及び廃止については取締役会の決議によっても行うことができる。</p> <p>2 大規模買付ルールに基づく対抗措置の選択及び発動は、大規模買付ルールに従い、株主総会、取締役会又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により行うことができる。</p> <p>(以下、条数繰り下げ)</p>

## 3. 大規模買付ルールの継続および定款の一部変更の手続

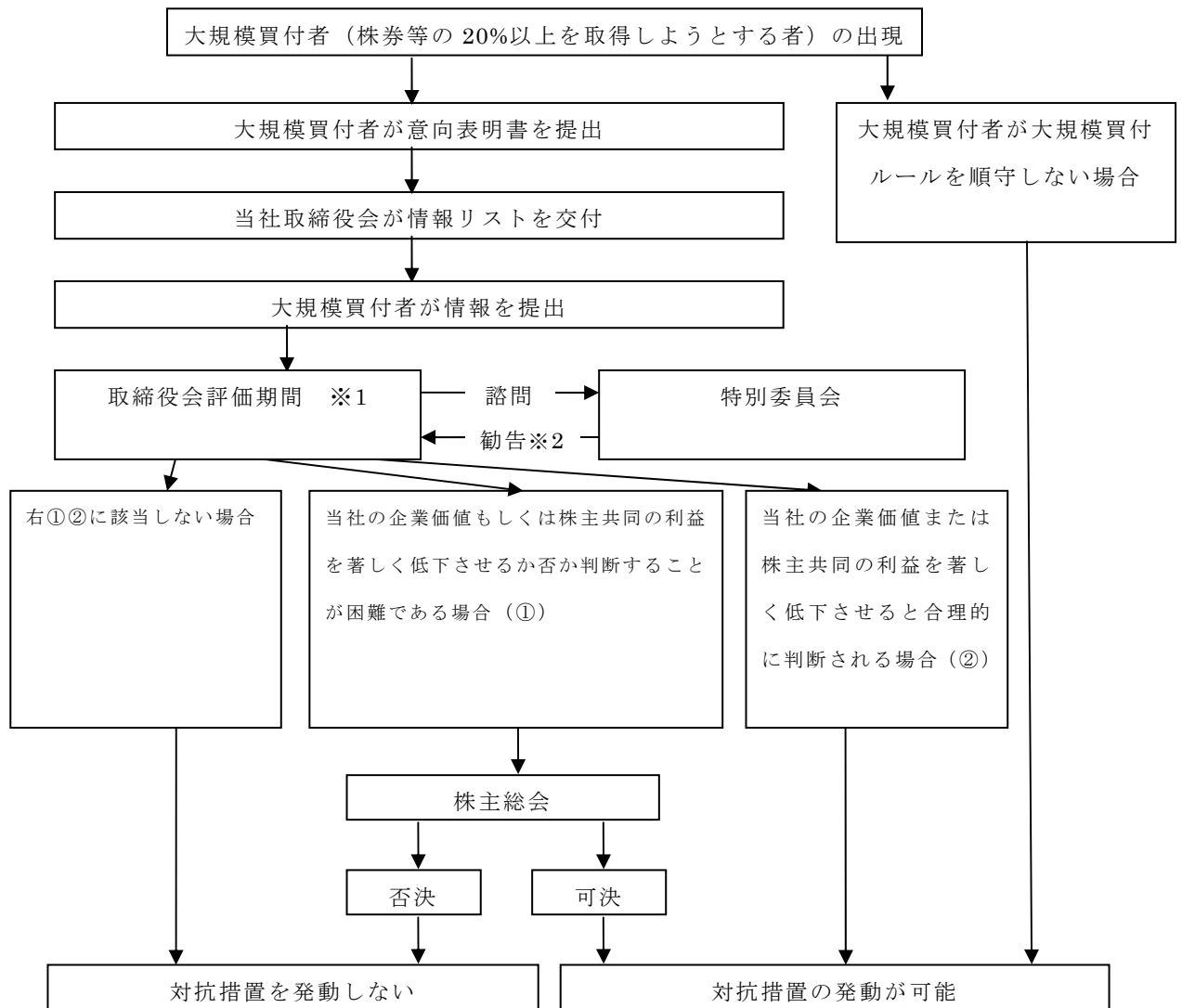
大規模買付ルールの継続は、平成22年12月22日開催予定の第65回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを条件としております。そして、その有効期間は2年とし、有効期間満了後は、以後、2年ごとに開催される定時株主総会において、株主の皆様のご信任を得ることとしております。

また、同ルールの根拠規定を新設する定款の一部変更は、同じく、第65回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることにより、効力が発生することとしております。

以 上

【大規模買付ルールについてのフローチャート】

本チャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的に、参考として作成しております。大規模買付ルールの詳細については、大規模買付ルール本文をご参照ください。



※1 取締役会評価期間は、60 営業日としますが、対価の相当性や買付提案の合理性の判断が困難である等の必要がある場合には、30 営業日を上限として延長します。

※2 特別委員会は、すべての案件について諮問を受け、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否かおよび発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意識を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否かまたは株主総会の招集に関して決議を行います。

別 紙

---

---

## 大規模買付ルール（買収防衛策）

---

---

株式会社学研ホールディングス

平成 18 年 3 月 20 日 導入

平成 19 年 6 月 26 日 改正

平成 21 年 6 月 25 日 改正

平成 22 年 12 月 22 日 継続(予定)

## **1. 大規模買付ルールの目的**

当社は、当社に対して買収提案が行われた場合に、当該買収提案を受け入れるか否かは、最終的には各株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社は、創業以来「教育」を基軸とする雑誌・書籍を原点にエンターテインメントや趣味・教養分野など、ライフスタイルの変化に対応した多岐にわたる出版事業を中心に、幼稚園・学校向け教材の製作・販売、学研教室をはじめとする教室事業、先端メディアに対応したコンテンツのデジタル化などに取り組んでまいりました結果、当社の経営に関しましては、多くのノウハウ・経験・知識・情報および多数の顧客ならびに取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解なくしては、企業価値の正確な把握、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値の把握、当該買収提案がもたらす企業価値への影響等の把握等が容易でない場合があります。

そこで、株主の皆様にご最終的なご判断をいただく前提として、買収者に対して当該買収提案に関する一定の情報提供を求め、買収者から得られた情報および前記のようなノウハウ・経験・ステークホルダーとの関係などを前提とした当社取締役会の判断・意見を株主の皆様にご提供することも、当社取締役としての務めであると考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、当社に対する買収行為が、前記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主全体の利益に合致すると考え、以下のような内容の事前の情報提供等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとしました。

この大規模買付ルールは一般的なものであり、特定の大量保有者のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者にも、この大規模買付ルールは適用されます。

## **2. 大規模買付ルールの内容**

### (1) 大規模買付ルールの対象

大規模買付ルールの対象となる者は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる行為（いずれについても当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市

場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)を行おうとする者です。

## (2) 情報提供

まず、当社取締役会が必要と判断した場合、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「本情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は以下のとおりです（ただし、下記項目に限られるものではありません。）。

- ① 大規模買付者およびそのグループの概要（大規模買付者の資本構成の詳細、大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的および内容
- ③ 当社株式の買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
- ④ 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策等
- ⑤ 大規模買付者およびそのグループに対し、当該大規模買付により最終的に経済的な利得を得ることを目的として、資本金、出資金等名目の如何を問わず買付資金を供給している個人、法人、団体の住所、名称等の概要

本情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なることもありますので、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、外国法人の場合は設立準拠法および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後 10 営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本情報は、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

### (3) 情報の検討および意見表明等

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本情報の提供を完了した後、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として、60 営業日（ただし、当社取締役会は、対価の相当性や買付提案の合理性の判断が困難である等の必要がある場合には、この期間を、30 営業日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示します。）をいただきます。当社が、取締役会評価期間を 60 営業日と定めているのは、当社の営む事業が、ライフスタイルの変化に対応した多岐にわたる出版事業、幼稚園・学校向け教材の製作・販売、学研教室をはじめとする教室事業、先端メディアに対応したコンテンツのデジタル化など多くのノウハウ・経験・知識・情報および多数の顧客ならびに取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠な事業であること等から、大規模買付行為の企業価値に与える影響を慎重に検討する必要があるためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、提供された本情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

この際の、取締役会の意見としては、①対抗措置の発動を行う、②対抗措置の発動を行わない、③株主意思の確認のための総会を招集する、のいずれかになります。すなわち、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合の対抗措置発動の要件については、後記 3.(2)に記載のとおり、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合ですが、そのように取締役会が判断した場合には、取締役会は、①対抗措置発動の意思決定をします。これに対し、取締役会として、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断することが困難である場合に、③株主意思の確認のための総会招集の決定をします。そして以上のいずれにも該当しない場合に、②対抗措置の発動を行わないとの決定をいたします。

なお、取締役会の前記判断においては、特別委員会の勧告（後記 4.）を最大限尊重して決議を行い、公表します。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

### (4) 株主意思の確認のための総会

当社取締役会は、株主意思の確認のための総会を招集する旨の決定をした

場合には、具体的な対抗措置の内容を決定したうえで、直ちにその旨を公表し、速やかに株主意思の確認のための総会を招集して、当該具体的対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します（ただし、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速かつ適切であると判断する場合には、当該総会において議案を付議します。）。

なお、取締役会の前記判断においては、特別委員会の勧告（後記4.）を最大限尊重して決議を行います。

(5) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為は、株主意思の確認のための総会において対抗措置の発動の要否に関する議案が付議される場合には、当該総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後（取締役会が株主意思の確認のための総会を招集しない場合には、取締役会その旨の公表後）にのみ開始することができるものとします。

(6) 企業価値を低下させる買収に該当しないと判断した場合

当社取締役会は、前記(3)の評価・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく低下させる買収には該当しないと判断した場合は、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し公表します。

### **3. 大規模買付行為への対応方針**

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが順守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律（対抗措置時の施行後法令を含みます。）および当社定款が認めるものを行使し、大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択いたします。

なお、株主割当により新株予約権を発行する場合には、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするな



ど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。また、新株予約権に取得条項および取得条件を設けることもありますが、この場合、大規模買付者が保有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。当該対抗措置により、大規模買付者はその持株比率が低下し、自己の持株の価値が減少する（いわゆる「希釈化」）という不利益を受けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、代替案の提示、大規模買付者との交渉、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることはいたしません。

もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合、たとえば、①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、③当社の経営を支配した後、当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、④当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合、⑤強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合、⑥いわゆる反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為、⑦大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画が著しく不合理であると判断される場合、⑧当社取締役会の経営方針および事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および

当社株主の皆様利益を守るために、対抗措置を発動することがあります。

ただし、上記の対抗措置は、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合に発動するものであり、大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することのみを理由として対抗措置を発動しないものとします。

また、取締役会として、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断することが困難である場合には、株主意思の確認のための総会招集の決定をし、株主意思の確認のための総会において、対抗措置の発動が株主の皆様にご承認いただいた場合にも、株主の皆様意思に基づき対抗措置が発動されることとなります。

### (3) 対抗措置発動の停止等について

前記(1)または(2)において、大規模買付行為に対して、当社取締役会または株主総会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者から当社取締役会に対して大規模買付行為の変更または代替案の提示があった場合は、その内容が大規模買付ルールを順守しているのか、当社の企業価値または当社株主全体の利益を損なうか否かについて十分に検討した結果、対抗措置の発動が適切でないと判断したときは、対抗措置の発動により生じる株主の皆様権利の確定前であり、かつ株主の皆様利益を損なわない場合に限り、当社取締役会は、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。

## **4. 特別委員会への諮問手続**

当社取締役会は、大規模買付者から本情報が提供された場合、速やかに取締役会から独立した組織として設置される特別委員会に本情報を上程し、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを諮問します。

特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを勧告し、当社取締役会は、この勧告を開示したうえで、この勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否かまたは株主総会の招集に関して決議を行います。なお、当社取締役会が委員会に諮

問して勧告を受けるまでの期間は、前記 2. (3)に定める取締役会評価期間に含まれます。

なお、現在の特別委員会の委員の略歴は添付資料のとおりです。

## **5. 株主・投資者に与える影響等**

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資者に与える影響等

大規模買付ルールの導入時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんので、株主の皆様の権利関係に変動は生じませんし、株価形成を歪めることもありません。

なお、前記 3. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なります。当社としても、十分な情報開示に努めますが、当社株主および投資者の皆様におかれましても、当社の情報開示ならびに大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主・投資者に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定または変更もしくは停止した場合には、法令および証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続については、次のとおりとなります。

新株予約権の発行または行使につきましては、新株予約権または新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込をしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせします。なお、この新株予約権を取得した株主の皆様においてもその権利を行使しなかった場合は、他の株主の皆様が極めて安価に当社株式の発行を受けることにより、結果的に希釈化の不利益を受けることがあります。

## 6. 大規模買付ルールの見直し

大規模買付ルールの改正は、平成 22 年 12 月 22 日開催予定の第 65 回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得ることを条件とします。そして、その有効期間は 2 年とし、有効期間満了後は、以後の定時株主総会以降 2 年ごとに、定時株主総会において、株主の皆様のご信任を得ることとします。

なお、大規模買付ルールは、当社取締役会決議により廃止することができるものとし、当社取締役会は、企業価値・株主価値向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて大規模買付ルールを変更もしくは廃止し、または新たな対応策等を導入することがありますが、その場合には、改めて株主の皆様のご信任を得ることとします（ただし、軽微な変更の場合を除きます）。

注 1：特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）ならびに当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注 2：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、同項に規定する当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとし、ます。）または (ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権数（同法第 27 条の 2 第 8 項に規

定するものをいいます。) および発行済株式の総数(同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。) は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注 3: 株券等とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。

以 上

(添付資料) 特別委員会の概要等

1. 特別委員会の委員

特別委員会は、当社取締役会からの独立性の確保および企業経営に関する判断能力の観点から、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件を満たす委員3名以上により構成されます。

- ① 現に当社または当社のグループ会社の取締役(社外取締役を除きます。)、監査役(社外監査役を除きます。)、または従業員でなく、かつ、過去においてそれらになったことがない者
- ② ①に該当する近親の親族を有しない者
- ③ 企業経営についての相当の経験、専門的知識・資格、または相当の識見を有する者

2. 現在の委員の略歴

(1) 社外取締役1名

○川崎隆司 昭和44年7月 株式会社三和銀行入行  
昭和48年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)(現任)  
平成17年6月 当社監査役  
平成20年6月 当社取締役(現任)

(2) 社外監査役2名

○山田徳昭 平成2年4月 中央監査法人入所  
平成5年3月 公認会計士登録(現任)  
平成9年7月 公認会計士山田徳昭事務所設立  
平成15年1月 クリフィックス税理士法人設立、代表社員に就任(現任)  
平成19年6月 当社監査役(現任)

○桜井修平 昭和47年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)(現任)  
平成20年6月 当社監査役(現任)

(3) 弁護士1名

○稲葉威雄 昭和37年4月 東京地裁判事補  
昭和47年4月 法務省民事局付検事

昭和 60 年 1 月	法務大臣官房審議官
平成元年 4 月	東京地裁部総括
平成 7 年 6 月	東京高裁部総括
平成 12 年 8 月	広島高裁長官
平成 15 年 5 月	弁護士登録（第一東京弁護士会）（現任）
平成 16 年 4 月	早稲田大学大学院法務研究科教授

(4) 公認会計士 1 名

○窪川秀一	昭和 51 年 11 月	監査法人中央会計事務所入所
	昭和 55 年 8 月	公認会計士登録（現任）
	昭和 61 年 7 月	窪川公認会計士事務所設立
	平成 12 年 1 月	窪川パートナー会計事務所に移行、代表パートナーに就任（現任）

〈ご参考〉 当社株式の状況（平成 22 年 9 月 30 日現在）

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| 1. 発行可能株式総数       | 399,164,000 株 |
| 2. 発行済株式の総数       | 105,958,085 株 |
| 3. 株 主 数          | 9,364 名       |
| 4. 大 株 主（上位 10 名） |               |

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社学研ホールディングス	21,278 千株	20.08%
財団法人古岡奨学会	13,888	13.10
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,747	3.53
凸版印刷株式会社	3,234	3.05
株式会社廣濟堂	3,204	3.02
学研取引先持株会	3,083	2.91
株式会社三井住友銀行	3,000	2.83
株式会社明光ネットワークジャパン	2,844	2.68
大日本印刷株式会社	2,368	2.23
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	1,984	1.87

5. 5%以上の大量保有者（平成 22 年 11 月 12 日現在）

- (1) 財団法人古岡奨学会は、平成 8 年 2 月 9 日付で当社普通株式 13,888,277 株（保有比率 13.10%）を保有する旨の大量保有報告書を提出しております。
- (2) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループは、平成 20 年 2 月 4 日付で、株式会社三菱東京UFJ銀行その他 3 社により、当社普通株式 6,743,000 株（保有比率 6.36%）を保有する旨の大量保有報告書（変更）を提出しております。

6. 所有者別株式分布状況（株式数比率）（平成 22 年 9 月 30 日現在）

- |           |        |
|-----------|--------|
| ①金融機関     | 18.52% |
| ②一般個人     | 22.31% |
| ③その他法人    | 34.29% |
| ④外国人・外国法人 | 4.48%  |
| ⑤自己株式     | 20.08% |
| ⑥金融商品取引業者 | 0.32%  |

以 上